

令和6年度第1回地域コミュニティ活性化に関する懇談会 会議要旨

1 会議名称

地域コミュニティ活性化に関する懇談会

2 開催日時

令和6年11月19日（火） 10:00～12:00

3 開催場所

広島市役所2階講堂

4 出席委員等

(1) 委員氏名

山田 知子委員（座長代理）、作野 広和委員、丸山 法子委員、大浦 史郎委員、
金月 節男委員、久保田 詳三委員、西田 志都枝委員、濱本 康男委員、坊 聡彦委員、
荒木 清希委員、奥野 泰識委員、近藤 聿興委員、坂林 哲雄委員、高橋 博委員、
水口 弘士委員、森信 秀一郎委員

(2) 事務局

企画総務局 企画総務局長、地域活性化調整部長、地域活性推進課長、
コミュニティ再生課長

（関係部局等）

市民局 市民活動推進課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

健康福祉局 地域共生社会推進課長、高齢福祉課課長補佐

こども未来局 こども青少年支援部青少年育成担当主幹

経済観光局 雇用推進課長

中区 地域起こし推進課長

5 議題（公開）

「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」について（報告）

6 傍聴人の人数

3人（報道関係者を除く。）

7 会議資料名

(1) 「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」について・・・資料1

- (2) 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）・・・資料 2
- (3) 地方自治法と条例素案の比較表・・・資料 3
- (4) 特定地域共同活動の分類とひろしま LMO の活動事例・・・資料 3 別紙

8 各委員の発言の要旨

（事務局）

～資料の説明～

（山田座長代理）

- ・ 本日は「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（素案）」の報告という位置付けであるため、御質問がある方や、もう少し解説が必要という方は挙手いただきたい。

（森信委員）

- ・ 条例の素案について、基本的には賛成であるが、これまで LMO で活動していた方々にとって、この条例を制定するメリットとデメリットは何か教えていただきたい。

（事務局）

- ・ 法において、市町村が指定地域共同活動団体に対し必要な支援を行うことが規定されたことを受け、本市の条例において、LMO に対し助成金の交付等を行う旨の規定を設けたものである。これにより、これまで本市独自の支援策として行っていた LMO の運営助成金等について、法的根拠が付与されることがメリットである。
- ・ また、市から行政財産の貸付を受けることが可能となることなどもメリットとして挙げられる。
- ・ これまで LMO の認定は要綱に基づき行っていたが、これからは条例に基づく指定になるため、既に認定を受けている LMO において、改めて指定に係る申請の手続が必要となることがデメリットである。
- ・ 条例制定後に新たに LMO を設立する地域においても、これまでどおり、規約の雛形を作成する等、地域の方に事務の手間をなるべくかけないように努めていきたいと考えている。

（森信委員）

- ・ 私は現場のことをあまり知らないため、地域の皆さんで当たり前にできているのかもしれないが、条例の素案を見て、LMO にとって手間になるのは、年間の会計や、特に中長期のまちづくり計画を定める必要があることだと感じた。
- ・ 資料 3 別紙に、15 項目に分類された LMO の活動事例が掲載されており、地域のために支出する事業ばかりであるが、持続可能な団体であることを踏まえると、必ずしも市や市

社会福祉協議会（以下「市社協」という。）からのお金だけで活動するわけではないと思う。当然、収益事業の実施も考えられるが、その場合はこの 15 項目のいずれかに該当するものなのか。

- ・ また、収益事業や会計のやり繰りを行っていく中で、LMOの純資産が増えていくことは、許容されるものなのか。

（事務局）

- ・ 既に収益事業を実施している LMO もある。助成金を活用した収益事業について、本市は否定しておらず、むしろ、そういった事例が他の LMO の参考になればよいと考えている。
- ・ 「収益」という観点では、この 15 項目に該当しないが、その収益を得るための「事業」であれば、この 15 項目のいずれかに該当すると考える。
- ・ なお、収益事業を実施する際は、法人税について御留意いただくよう LMO に説明を行っている。

（森信委員）

- ・ LMO は任意団体であり、市社協からの助成を主な収入源として組織を維持していくことになるので、素案には解散のことなどがあまり書かれていないが、解散した際の純資産をどうするか、ガイドラインで定めるなどしてルール化した方がよいと考える。
- ・ また、活動拠点として市の施設を借りることもあると思うが、LMO は任意団体であり法人格を持たないので、契約等ができる範囲とできない範囲があると思う。それが今後どのように変わっていくのだろうと思った。
- ・ 良い条例だとは思いますが、既にコミュニティが崩壊している地域でも、LMO は上手くいくものなのだろうか。本日出席している LMO の代表の方々は、広島市の中でも活発に活動されている団体であるため、この条例でも問題なく、今後も運営されていくのだと思うが、活発な地域はどんどん活動して助成を受け一方で、活発でない地域は今更 LMO もできないという格差が生じる。そのような活発でない地域をどうしていくかは、この条例で担保できるものではないため、今後どのような働きかけをしていくのが気になる点である。

（山田座長代理）

- ・ 今の森信委員の御質問に対して、事務局の方から何かあるか。特に、解散や資産の返却について、条例等で規定する予定はあるか。

（事務局）

- ・ 基本的に、法に定められていることは、あえて条例で規定していない。解散後の資産については、いただいた御意見を参考に今後話し合っていきたいと思う。

- ・ また、法人格の話があったと思うが、指定地域共同活動団体は認可地縁団体と異なり、指定されても法人格は付与されないため、これまでどおり、当該団体は契約の主体となり得ず、その代表者において契約を行うことになる。国の質疑応答集によると、もし、当該団体において法人格の取得が必要と判断した場合は、それぞれの活動実態に即して、一般社団法人などの既存の制度を活用することが考えられると示されている。
- ・ 森信委員が最後に、LMOが活動できないような状況の地域について触れていたが、何が原因となって活動できないかは、地域の実情によって様々あると思うため、行政でLMOが設立されるまでの支援をさせていただくのはもちろんのこと、LMO設立後も引き続き、市と市・区社協の職員による伴走支援をさせていただく。単なる財政上の支援だけでなく、他団体との交流機会の提供や研修等も実施し、それぞれのLMOが活動していくための支援を行い、どうすれば地域が活性化するかについて一緒に考えていきたい。

（山田座長代理）

- ・ LMOが立ち上がらない地域のコミュニティは、市としてどのような支援をするかという話も含まれていたと思うが、その点はどうか。

（事務局）

- ・ この条例はあくまでもLMOに対する内容となっている。現在、LMO設立に向けた支援を行っている中で、各地域の実情や様々な課題があるが、何とかLMOを検討していただくよう努めているところである。どうしてもLMOが設立できないという地域については、状況を分析し、どういった支援ができるか、関係各課と協議しながら検討させていただきたい。

（森信委員）

- ・ 地域ごとに実情は違うと思われるが、青少年健全育成連絡協議会（以下「青少協」という。）や町内会等いずれかの団体がコアになっている。例えば、青少協の活動が活発である一方で、町内会連合会がうまくいっていない地域があったとして、青少協をコアにLMOを作っていこうという流れが作れるのかどうか。
- ・ 以前、LMOのベンチマークを作らないのかという話があったと思う。既にLMOが設立されている地域、次に、地域ごとにコアの団体がありLMOを設立できそうな地域、1番下に、コアな団体がない危険地域があるイメージである。
- ・ 本日の議題は条例についてであるが、懇談会としては、危険地域のようなところに対してどのように対応するか、継続的に考えていく必要があると思う。

（久保田委員）

- ・ 本日のお話では、140 小学校区のうち 48 の地域でLMOの認定がされており、準備中が 21 地域ということなので、約半数がLMOに取組中ということだが、立ち上げやすい

地域から設立を進めているため、これからが非常に難しいと思う。

- ・ 現在、こども会やPTA等、地域の個々の団体が先に崩れていく状況となっている。昔はお互い様という形で地域活動を行っていたが、それが崩れてしまって、地域活動を続けていくことが難しくなっている。地域の基盤を何とか維持し、少しでも地域に元気を与えるためにLMOというシステムができたのだから、地域の方はLMOを作る努力をしていかないと何も始まらない。ただし、いくら努力しても難しい課題も出てくると思うため、そのような地域に対して行政等が支援を行うことが大切である。
- ・ 1番懸念しているのは、先ほども話をした個々の団体がまず潰れそうだということ。地域は個々の団体によって支えられているが、維持が難しくなっており、何とかLMOという組織全体の中で、少しでも団体に元気を与えられるよう頑張っている。
- ・ 現在と比較し、これからLMOの認定頻度は低くなるだろうと思う。行政がどこまで支援をするかというのはあるが、現在はまだ、できる地域からやっていこうという段階であるため、非常に良い制度、良い法律だと思う。

(事務局)

- ・ 既存のLMOの中には、確かに設立に向けて取り組みやすかった地域もあると思うが、担い手不足でLMOの設立は難しいと言われていた地域ももちろんある。行政としては、そういった地域でLMOを設立する際の課題や困難、設立して良かったことを、設立に向けて取り組む地域に情報提供していただく機会として、今年度から「広島市LMOづくりサポート事業」を開始した。
- ・ 佐伯区の五月が丘学区の方が、安芸区の中野東学区にある「ほことり総合企画LMO広島」へ視察に行き、事業終了後、五月が丘学区の方からは、「LMO設立後に懸念していたことが解消できて良かった。」という旨の感想をいただいた。
- ・ 行政としては、こうした団体間の交流が進むことで、何か知恵が生まれることを期待している。実際に、LMOを設立した地域で、私たちが思いもしなかったような好事例も出てきており、そういった事例をできるだけ多くの地域に参考として示すことができるよう、努めていきたい。

(荒木委員)

- ・ 市内の8区140小学校区は、それぞれ異なる特徴があり、LMOに対して前向きでない地域もたくさんある。先ほど話があったように、現在LMOに取り組んでいる69の地域というのは、立ち上げやすい地域から手を挙げていただいた結果であるため、現場の立場としてもこれからが正に正念場であると感じているところ。
- ・ そうした中で、地域で中心となり活動している方の声も聴きながら、各区役所や市・区社協に職員を配置するなどし、地域に対する支援を充実しているところである。
- ・ 好事例についての話もあったが、市社協のホームページに、他の地域の参考となるような好事例集を掲載している。

- ・ LMOに対する支援として、素案の第4条で助成金のことが条例に明記されていることは、1つの追い風となる。「今の市長が変わったら、もう助成金はなくなるのだろう。」という意見を聞くこともあるが、このように助成金の交付やその他の支援を行うことが条例で担保されることになったのは良いことだ。今後も市と連携をして、各地区の支援に取り組んでいきたい。

(高橋委員)

- ・ 私の地域でも、まだLMOが設立されていない。先ほど、荒木委員が「今の市長が変わったら、もう助成金はなくなるのだろう。」という意見があるとお話しされていたが、実際に私の地域でもそのような意見が出た。このような地域が他にもかなりあるのではないかと考えていたので、条例の制定により懸念事項が1つ無くなることを大いに期待している。
- ・ 今後も行政が積極的にLMO設立に向けた支援を進めていくのだと思うが、もっとマスコミを活用したらよいと思う。LMOの成功事例を地域社会や市民が広く知り、「そのようなやり方があるのか。」「うちでもやりたい。」といった空気が一気に広がるよう期待している。
- ・ 地域コミュニティの弱体化には、様々な理由や背景があるが、大きな理由の1つに共働きの増加が考えられる。若者は働きに出ているため地域社会にはおらず、結果として仕事をリタイアした高齢者が地域の色々な世話をしている。そのため、世話をしている高齢者が動けなくなったときに代わりになる人がおらず、組織を解体せざるを得なくなる。今後は、地域貢献をする企業が増えるよう働きかけ、働き方改革等を活用して地域の活動に参加する社員を増やしていくことで、新しい地域社会の創造に結び付くのではないかと考えている。

(事務局)

- ・ まず1点目のマスコミをもっと活用すべきだという御指摘については、行政も同じように考えている。LMOがいかに素晴らしい制度だと言っても、地域の方にどのようなものかというのを知っていただかないと意味がない。そのため、今回、マスコミにお願いし、LMOに関する記事を書いていただいた。そもそもLMOとはこのようなものであるという内容をQ&A方式で掲載し、LMOのことが全く分からない方でも御理解いただけるような記事に仕立てた。他にも先ほど申し上げた「広島市LMOづくりサポート事業」も記事にさせていただいた。現在、テレビの取材も内諾していただいているものがある。今後、地域の方に「このような良い事例があるのか。」と関心を持っていただけたような内容を中心に、あらゆるマスコミを活用してPRしていきたいと思う。同様に、SNSを通じた広報にも積極的に取り組んでいく。
- ・ 2点目の企業の役割についても1点目同様、本市としても重要であると感じており、条例のワークショップ等においても、高橋委員がお話しされたとおり、「企業もその地域に

立地しているのだから、企業とその従業員も積極的に地域の活動に入ってもらいたい。」等、企業に求められる役割についての御意見を多くいただいた。そのため、本日、冒頭に御説明したガイドラインにおいて、「市民の役割」と併せて「企業の役割」についても定める予定である。

- ・ また、「ひろしま型地域貢献企業認定制度」という制度がある。令和4年度から始まった事業であり、令和5年度までに15社の企業を認定していたが、市民の皆様からの「企業の役割が重要だ。」という意見を踏まえ、今年度から更に認定数を増やそうと中小企業家同友会等に行き制度の説明をしたところ、本制度の趣旨に賛同いただき、今年度だけで認定企業が20数社増加した。引き続き、あらゆる機会を活用して、企業の方に認定を受けていただき、地域の皆様には「このように地域のために一肌脱いでくださった企業がある。」ということをしてPRしていきたいと考えている。本日、委員でお越しいただいた方の地域のLMOにおいても、構成団体や連携団体として関わっている企業がある。そういったところも含め、やはり企業の位置付けは重要だと認識している。

（高橋委員）

- ・ 地域に貢献する企業を評価し、地域に貢献していることをアピールできるようにしてあげることや、地域に貢献してくれた社員を企業が評価してくれるような仕組みを広げていただきたい。そのときに、先ほども話したマスコミをしっかりと活用して、人々が見て分かるようにしてあげることが、広がっていくポイントではないかと思う。

（近藤委員）

- ・ 社協は色々活動をされているが、市民は社協のことを全然理解していない。その点どうなのか。

（荒木委員）

- ・ 広島市の場合は、全ての学区に地区社協が設置されているが、御指摘のとおり、必ずしも全住民が、社協のことを把握しているわけではないかもしれない。各地区の社協においては、様々なイベントや地域福祉活動を頑張っている中で、区社協や市社協からの支援が足りないのではないかという御指摘かと思うので、一層、そうした支援を進めて各地区の活動を後押ししたい。

（近藤委員）

- ・ 社協が取り組んでいる活動を地域の人に知ってもらえないと、何をやっても成功しない。各地区でよくPRしていただければ、我々も活動がしやすい。

（山田座長代理）

- ・ LMOは地区社協が軸になっているため、そこへの認知度の高さは本当に重要な課題だ

ろうと思う。

(丸山委員)

- 普段から全国の自治体の関係者や社協職員等の様々な活動の支援をしており、広島市でのこういった取組の話をするると非常に驚かれる。全国の期待に応えられるLMOになるとよいと思う。本日の資料もとてもよくできていて、今後の可能性を感じる内容であるが、2点確認したいことがある。
- 資料3別紙にLMOの活動事例等が記載されているが、実際のところ取組内容が、文化継承とか、高齢者支援ばかりでこどもの支援がない等、非常に偏りのある活動をしている地域が散見される。また、それが原因となってLMOになり得ない、困難性を抱えた地域もあるのではないかと思います。地域が取り組む活動のバランスを市はどのように見るか。中長期のまちづくり計画で掲げる活動のバランスと、進捗状況の把握はできるのではないかと思います。計画に対して市はどのように関わっていくのか、LMOに丸投げなのか確認したい。
- また、先ほども話にあったが、20代～40代の働き世代の地域参画がやはり少ない。どこの地域もそうだが、こどもと高齢者を中心にした活動は当然多いが、その間が抜けている。働き世代や独身の方等は地域との接点が非常に持ちにくく、地域と接点を持つことのメリットを見い出せていないというのが、非常に重たい課題である。

一方、全国的に関係人口と関わりを持つという流れもあるため、地域課題の解決に向けて対策をしていくこのLMOの活動に、関係人口とのつながりを持つような仕掛けがあってもよいと思う。また、恐らくどこの会社でも、50代からリタイアメント教育をしており、退職後の身の振り方の中に地域活動を入れてみてはどうか。これはLMOからではなく、市から何か後押しができればよいのではないかと思います。この参加促進について、市としてどのように関わるか考えていただきたい。
- なお、この2点について、私から3点提案がある。まず1点目は、市の支援として、現在の活動者や次の担い手になるような方々に対して、人材育成やリーダー育成等を行っていただくこと。恐らく人材の育成には、3年～5年程度かかるため、それこそ人材育成中長期計画というものがあるのもあってもよいと思う。
- 2点目に、LMOの実務に対してコンサルティングをする仕組みを作ってはどうかということ。LMO同士で互いに支援することもできるだろうし、類似の地域課題を抱えているLMOもあると思うので、一緒に課題解決に向けて取り組むことができるよう、マッチングの機能もあってもよいのではないかと思います。
- 3点目に、これまで皆さんもお話しされていたが、そもそもLMOの知名度をもっと上げていく必要があるのではないかと思います。企業に対して、もっとLMOに関わることのメリットを大きくする必要があり、そのためにはやはり、LMOとは何かを普段から見聞きするような仕組みや、PRもちろん必要である。「あの地域はLMOが良いから。」と引っ越し先に選んでもらえるような未来もそう遠くないと思っているため、LMOを軸

にして人が移り住むような広島市、そういったブランドでもっとブランディングしていく必要があるのではないかな。

(事務局)

- ・ まず1点目の、地域が取り組む活動のバランスをどのように見るかについて、正にそのようなバランスの参考とするために、資料3別紙のように、第1号から第15号の規定を設けた。このように可視化することによって、地域の方に新たな活動を考えていただくきっかけになる。また、行政側も「その活動でしたら近くの〇〇LMOがこのような実施していますよ。」と紹介できるようになる。

バランスも大事ではあるが、まずは地域の方がそもそも自分たちの地域課題についてどう考えているか、5年後や10年後にどういう地域になりたいかを引き出すことが最初の出発点だと思っている。その結果として、様々な活動に結び付いていくのだが、こうした地域の方の思いや課題等を引き出すためにこそ、資料3別紙のような可視化された事例が必要となってくる。併せて、ワークショップ等を活用して、地域の考えを引き出しやすいような仕掛けも考えていきたい。

- ・ 次に2点目の、どのように地域の若い方を活動に巻き込んでいくかという点について、本市では、若年層を対象としたワークショップとして「地域コミュニティづくりのリアルな現場を学ぶスタディツアー」という事業を実施している。申込者が実際に各地域へ行き、それぞれの地域の担い手から、どのような活動をしているのか等を学ぶ内容となっている。実際にこのスタディツアーを通して、地域活動に関わるようになった方もいるため、有識者の意見も踏まえながら、こうした活動をさらに進めていきたいと考えている。

また、どうすれば企業の方等に地域活動へ参画いただけるかという点のエッセンスは、できるだけガイドラインの方に反映するよう検討させていただく。

(山田座長代理)

- ・ 御提案いただいた人材育成の件、LMO同士のマッチングの件、ブランディングの件、大変斬新な御意見だと思う。いずれも是非事務局の方で書き留めておいていただきたい。

(坂林委員)

- ・ 最近、協同労働の活動に参加している方が何人も町内会や自治会の会長になっているという話を聞いた。地域の困りごとや様々な課題に取り組む中で、自分も地域に関わることができるということに気付いたり、更なる地域への貢献ができるということで会長になる流れがあるのではないかなと思っている。
- ・ 現在、企業をリタイアした方が協同労働団体で何かできないかということで、調整を進めている案件がある。リタイア後の方が、自ら地域に入っていくことは難しいため、そういった方と地域の結び付けを来年以降、取り組んでいく予定。こうした活動も踏まえて考えると、LMOと協同労働団体の活動はかなり重なっている部分があると思うため、その

点も是非、今後考えていただきたいと思います。

- ・ 資料3別紙には、地球環境問題にひも付く分類が無いのではないだろうか。リサイクルの推進もされている中で、こうした内容も地域においては重要な活動になっているのではないかと思う。ここにひも付くという分類があるのかもしれないが、少し弱さを感じる。
- ・ LMOが単体で何かに取り組むのではなく、色々な団体と重なり合いながらLMOを位置付けられるようにしていけたらよい。

(事務局)

- ・ 地球環境問題について取り組むLMOがどれくらいあるのかという点もあるが、今の段階であえて読むとしたら第16号ではないだろうか。ただし、当然のことながら、1つの取組が様々な号に該当するという場合もある。いただいた御意見は、活動全体をどのように捉え、各活動の区分とどうひも付けるのかを考える上での参考とさせていただく。
- ・ LMOを単体ではなく面的に捉えるというのは、私たちも重要であると思っており、地域づくりの際は団体間の交流を心掛けている。各区役所においては、同じ区内の情報を職員間で共有をしており、当然、その情報は私たちにも情報共有される仕組みを作っている。互いに一緒になった方が効率的ではないかという部分がこれからも出てくる可能性があるため、そういった情報を仕入れた時は、行政から地域に対して働きかける等、努力していきたいと考えている。

(坊委員)

- ・ 私はLMOを設立して良かったと思っている。後継者の問題等もよく言われる中で、少し別の話になるかもしれないが、イベント等の運営を手伝ってくれる人に少し謝礼を出すようにすると募集人数以上の人が集まる。特に若い方が多く、学生がたくさん集まる。そして私の地域のLMOには企業が5社ほど入っており、企業は労働力を欲しているため、手伝いに来た若い方に対し、上手に企業のPRをしている。また、LMOで実施する地域活動を見て、是非参加させてくれないかという声も最近では上がり始めている。
- ・ 先ほど話に挙げた、環境問題への取組も私たちのLMOでは行っている。
- ・ 「ひろしま型地域貢献企業認定制度」については、従業員数が100人以上の企業が認定を受けるためには年間6つ以上の地域貢献をする必要があるとされており、もう少し認定のハードルを下げていただきたい。
- ・ 現在、熊野町の筆を作っている企業から、私の地域のLMOに参加したいという声をいただいている。市外の企業と連携することは広域的な面で考えると良いことだと思うが、このような事例が認められるのかなど、具体的に示してもらえると助かる。
- ・ 高齢の方は横文字を苦手とする方も多いため、できるだけ分かりやすい言葉で話をしてあげると理解を得られやすい。私もその点を、気を付けていきたいと思っている。
- ・ 解散する地域団体もあるが、逆にLMOに入ってお互いに助け合おうとする団体も多くあるため、LMOを設立して良い効果が出ていると思う。

- ・ 安佐北区はLMOを設立している地域も多く、私もよく質問を受けるが、運営助成金を貯めておいてはいけないのかと聞いてくる人がいた。「それはまずいのではないか。」と回答をしたが、その辺りがはっきりしていないので行政から示した方がよいと思う。
- ・ 単身世帯が非常に増えてきており、そういった方は地域活動に参加したくないという方がほとんどであるが、先ほどお話ししたイベント等の運営に報酬を出すと参加してくれる。ただし、役員にはなってくれない。そのような方をどのように巻き込んでいくかが課題である。

また、1番の問題は男性も女性も家庭を持たないという方が非常に増えてきていることであり、これからのLMOの課題にもなると思うため、行政からの支援に期待すると同時に何か良い手があったら教えてほしい。

(事務局)

- ・ いただいた御意見の中で、「ひろしま型地域貢献企業認定制度」の要件が厳しいのではないかとという件について、この要件はいくつかの企業を回って定めたものと聞いているが、確かに従業員100人以上の企業の場合、年間6回以上の地域貢献活動が必要であるため、今回いただいた御意見は今後の参考とさせていただく。
- ・ また、運営助成金を貯めることについて、運営助成金は基本的に、余れば返還か繰越しをすることとしており、繰越しの場合は翌年度にその余った金額を差し引いた額を交付する仕組みになっている。そのため、LMOの運営助成金を貯めてはいけない取扱いとしている。

ただし、LMOの運営助成金を活用したバザー等のような自主財源を生み出す事業を否定するものではないため、誤解がないようにLMOには丁寧に説明していきたい。

(濱本委員)

- ・ 私の地域も地区社協でLMOの認定を受けており、実質的には今年度から事業をスタートした。評価としては、やはり手を挙げて良かったなというのが今までのところである。
- ・ 今年度の運営助成金を活用した事業数は10以上あり、先ほど事業内容のバランスという話があったが、バランスを取るために手を出し過ぎたことが反省点である。来年度は、少し事業を絞って、1年目で学んだことを基に修正していこうと考えている。
- ・ 私の地域はLMOを設立して良かったと思っているが、今後、LMOを設立した地域と設立ができない地域や設立しない地域で格差が広がっていくのではないかとこの点を懸念している。
- ・ LMOの設立に向けて支援制度を充実させるというのは正しいことだと思うが、地域によって担い手等の課題や環境も多様なので、LMOを設立している地域が勝ち組で、設立していない地域は負け組というような評価が定まることは非常にまずいと思っている。
- ・ 以前、LMOを設立していない地域の社協会長と話をする機会があり、LMOを設立しない理由を聞いてみたところ、「イベントを実施する際は地域総出で取り組んでくれ、地

域企業も支援金を出してくれるので困っていないから。」と回答があり、LMOに頼らず地域の運営ができていると自負する地域の方が、本当はすごいのではないかと衝撃を受けた。

行政はLMOに誘導したいという気持ちがあると思うが、手を挙げない地域もそれぞれ工夫をして頑張っているのです、それはそれで支援をしてあげればよいと思う。

- ・ LMOを設立できない地域や設立しない地域が今後どのようなになるのか、次の行政課題として目を向けておいていただきたい。
- ・ いつも地区社協のメンバーには、派手な事業をしなくても、来年度以降も地区社協が続くことだけを考えればよいと伝えている。この考えが他の地域にも適用できるか分からないが、あまりハードルを上げるとますます担い手がいなくなり悪循環になると思われるため、持続可能性を前提にした事業の計画を立てることが、現場では1番必要なことかと思っている。

(事務局)

- ・ 正に今、広島市が目指しているのは、「自分たちの住む地域は自分たちで創る」というもので、究極的には持続可能なまちづくりを目指している。濱本委員がお話しされたようにLMOはその手段の一つであり、LMOの設立が目的化することは良くない。今後の行政課題という点で私もそこを非常に気にしている。

先日、8区の区長と面談をしてLMOの進捗や取組、各区でどのようなまちづくりを進めていくのか話し合った。その際、本当にLMOを設立しなくても困らない地域の話も挙がった。しかし一方で、持続可能なまちづくりを自分たちの地域でできるだろうかという不安を抱えた地域もある。そのようなところには職員が出向き、寄り添って地区社協や連合町内会の方と話し合いながらまちづくりを進め、その過程でLMOを設立することが行政の1つの目的ではないかと思っている。引き続き、各区役所の区長と話をしながら、進めていきたい。

- ・ 私たちも行政課題として認識しているが、東京や大阪への転出超過の課題がある。私自身は、若い時に東京や大阪、あるいは世界に出て活躍するということは非常に大事だと思っているが、彼らが広島に帰って生活をしたかった時のために、しっかり働き、子育てをし、生活できるような環境を作っていく必要がある。

子どもたちが小さい時には愛情を注ぎ込んで、広島で育った、あるいは生活したことが良かったと思える環境を作りたい。そして、彼らが一旦外に出ても、広島に戻ってきてもらえるような地域づくりの過程の中で、LMOを活用してもらいたいと思っている。

- ・ 本日いただいた御意見は、非常に参考になった。これからどう行政を進めていくかという指針をいただいたと思っているので、引き続き頑張っていきたい。

(高橋委員)

- ・ 先ほど意見した内容に1点追加で、資料3別紙にはこどもが主体的に動き、大人がそれ

をサポートするような事業が見受けられない。こどもたちは地域社会に関わる機会を得ることで経験を積み、楽しさややりがいにも気付くと思うため、是非そういう視点も持っていただくと将来の担い手が増えるかと思う。

(山田座長代理)

- ・ 最後、この条例の有識者会議で座長を務めている作野委員からコメントをいただきたい。

(作野委員)

- ・ 相反するような内容もあったかもしれないが、私の感覚では、全ての委員の発言がもっともであると感じた。その上で、3点お伝えしたい。
- ・ まず1点目は、LMOの位置付けについてである。従来は、自治会や町内会等の地縁組織においてお互い様の精神で成り立っていたものが、LMOでは共助の精神で成り立つものになる。これは新しい地域のあり方を提示するもので、実態は色々あると思うが、地域のあり方は本質的に転換しているということがポイントである。LMOは、男性だけでなく女性やこども、外国人や企業等、色々な人や組織が関わるものである。
- ・ 2点目は、LMO設立の対象を全ての地域とするか、手を挙げる地域のみとするかである。広島市の場合、基本的には全地域にLMOを設立することとしており、他の100万都市も、それ以下の政令指定都市も、基本的には全ての地域に地域運営組織を設立する目標を立てている。今後、広島市においても可能な限り、全ての地域にLMOを設立するよう目指した方が得策だと考える。
- ・ 3点目は、手を挙げて積極的に地域維持に取り組むところはよいが、そうでない地域をどうするかという問題である。地域は大体「自立型」、「伴走型」、「支援型」の3つに分けることができるが、いずれの型も、今後の地域や担い手をどうしていくかが課題であり、多様な工夫が必要となる。先進的に地域運営組織の施策を行っている自治体では、全ての地域をリストアップし、地域ごとの課題や長所を整理して、このような会議の場で検討しているところもある。それが必須というわけではないが、広島市の地域全体を底上げするという意味ではその方がよい。先ほど全ての地域で設立した方がよいと申し上げたため、大阪市など他都市の取組を紹介させていただいた。

(山田座長代理)

- ・ 本日は、条例（素案）の報告とそれに対する御質問ということであったが、現在LMOが抱えている様々な課題等についても御発言いただけてよかったと思う。御協力ありがとうございました。